

# 神戸フィッシャリーナ施設運営等事業

## 実施方針

令和3年7月

神戸市

## 目次

第1	特定事業の選定に関する方針の策定.....	1
第2	特定事業の選定に関する事項.....	2
1	本事業の概要.....	2
(1)	事業名称.....	2
(2)	事業の目的及び概要.....	2
(3)	事業の対象施設.....	2
(4)	公共施設等の管理者の名称.....	2
(5)	業務内容.....	2
(6)	事業方式.....	3
(7)	事業期間.....	3
(8)	現行施設の取り扱い.....	3
(9)	費用負担等の取り扱い.....	3
(10)	使用料の取り扱い.....	3
(11)	本事業の実施に当たって想定される根拠法令等.....	4
(12)	事業期間終了時の措置.....	4
2	特定事業の選定に関する事項.....	4
第3	事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
1	事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方.....	5
2	募集要項の公表.....	5
3	審査及び選定に関する事項.....	5
(1)	事業者選定委員会の設置.....	5
(2)	審査方法.....	5
(3)	審査項目等.....	6
(4)	優先交渉権者の決定.....	6
(5)	選定結果の通知.....	6
(6)	優先交渉権者決定後の手続き.....	6
(7)	応募に関する留意事項.....	7
3	応募者の備えるべき参加資格要件.....	7
(1)	応募者の構成等.....	7
(2)	応募者の参加資格要件.....	7
(3)	参加資格の確認.....	8
第4	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	9

1	基本的考え方 .....	9
2	要求水準 .....	9
3	予想されるリスクと責任分担.....	9
4	事業の実施状況のモニタリング .....	9
第5	公共施設の立地並びに構成等に関する事項.....	10
1	立地に関する事項.....	10
第6	事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	11
第7	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....	12
1	契約解除事由 .....	12
	(1) 本市事由解除.....	12
	(2) 事業者事由解除 .....	12
	(3) 不可抗力解除.....	12
2	事業者の融資金融機関と市の協議 .....	12
第8	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	13
第9	その他.....	14
1	契約手続等.....	14
	(1) 契約保証金.....	14
2	本事業において使用する言語.....	14
3	提出書類の作成等に係る費用負担 .....	14
4	情報提供 .....	14
5	実施方針に関する意見募集 .....	14
	(1) 意見募集期間.....	14
	(2) 閲覧及び配布資料.....	14
	(3) 閲覧場所 .....	14
	(4) 意見の提出方法 .....	14
	(5) 意見提出に関する注意事項.....	15
	(6) 個人情報の取扱い.....	15
6	実施方針の変更 .....	15
7	今後のスケジュール（予定） .....	16

#### 添付書類

- 別紙1 神戸フィッシャリーナについて
- 別紙2 事業スキームについて（イメージ図）
- 別紙3 修繕履歴
- 別紙4 募集要項配布時貸与資料
- 別紙5 リスク分担表

## 第1 特定事業の選定に関する方針の策定

神戸フィッシャリーナ条例（平成13年7月条例第33号、以下「条例」という。）に基づき「神戸フィッシャリーナ」を設置する神戸市（以下「本市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条に基づく特定事業として「神戸フィッシャリーナ施設運営等事業」（以下「本事業」という。）を選定するとともに、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）を選定することを予定しており、PFI法第5条に基づき特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定める。

実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定、本事業を実施する事業者の選定、選定された優先交渉権者との間で締結する神戸フィッシャリーナ施設運営等事業契約（以下「事業契約」という。）の締結を行うにあたって、神戸フィッシャリーナ条例、同条例施行規則（平成13年9月規則第42号、以下「規則」という。）、神戸市PFI指針（令和2年4月施行）等により、定めるものである。

## 第2 特定事業の選定に関する事項

### 1 本事業の概要

#### (1) 事業名称

神戸フィッシャリーナ施設運営等事業

#### (2) 事業の目的及び概要

本市では、漁港内にプレジャーボートの係留場所を確保することにより、漁港施設の適正な維持管理を図り、漁業の振興と海洋レクリエーション普及に寄与するため、平成13年にPFIを導入し「神戸フィッシャリーナ」を設置した。

これまで事業者によって、利便性の高い施設が効率的かつ効果的に整備されるとともに、低廉で質の高いサービスが提供され、魅力ある施設として多くの方に利用されている。

令和3年度末をもって事業期間が終了するが、現在係留中のプレジャーボートを収容できる施設が近隣に無く、引き続き漁港施設の適正な維持管理を図るため、本事業を実施する。

#### (3) 事業の対象施設

本事業の対象施設（以下「本施設」という。）を以下に示す。（別紙1）

名称：神戸フィッシャリーナ

所在地：神戸市垂水区海岸通12番地の一部及び地先

#### (4) 公共施設等の管理者の名称

神戸市長 久元 喜造

#### (5) 業務内容

本事業において、事業者が行う業務の内容は、以下のとおりとする。事業者は、施設の改修・維持管理及び運営を一体の事業として実施する。（別紙2）

#### ① 義務的業務

事業者は、以下の事業を行わなければならない。詳細については、要求水準書において示す。

- ・施設改修等業務（施設撤去業務含む）
- ・施設維持管理業務
- ・施設運営業務

## ② 任意事業

事業者は、義務的事業のほかに、本事業の実施に事業者が有効と考える附帯事業を本市の承認を得たうえで行うことができる。詳細は、募集要項配布時に公表予定の要求水準書において示す。

### (6) 事業方式

本事業は、現行事業者が保有する施設（管理事務所を除く。）を本事業の事業者に譲渡したうえで、施設の改修・維持管理及び運営を行うRO（Rehabilitate Operate）方式とする。

### (7) 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおり20年間とする。

令和4年4月1日～令和24年3月31日

### (8) 現行施設の取り扱い

現行事業者が保有する施設（管理事務所を除く）については、現行事業者から令和4年4月1日に事業者は無償譲渡する。事業者は、譲渡された施設を速やかに、本市に無償で貸与する。詳細は、別紙1、別紙3のとおり。

なお、本事業における管理事務所については、募集要項において示す。

また、募集要項配布時において、別紙4にある資料の貸与を予定している。

### (9) 費用負担等の取り扱い

事業者は、本事業に要する資金を自ら調達し、本施設の改修・維持管理及び運営に関する費用を賄うとともに、本市に対して水面占用料を支払うものとする。

本市は、事業者に対し、本施設の改修・維持管理及び運営に関する費用を、施設管理料として条例の定める使用料収入の範囲内で支払う。詳細は、募集要項配布時に公表予定の事業契約書（案）において示す。

本市及び事業者は、事業開始後2年後、その後5年ごとに施設管理料の改定について協議することができる。

水面占用料：120円/m<sup>2</sup>・年

（漁港漁場整備法第39条の5の規定による土砂採取料等条例）

### (10) 使用料の取り扱い

事業者は、地方自治法243条及び同法施行令第158条、条例並びに規則に基づき、使用料

の徴収を行い、本市に納入する。

事業者は、使用料の未払者に対し催促を行う。使用者が使用料を滞納した場合、本市と事業者の協議の上で、使用料の徴収方法及びこの場合の施設管理料の取扱いを決定する。

#### (11) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等

事業者は、漁港漁場整備法、建築基準法、神戸フィッシャリーナ条例のほか、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

#### (12) 事業期間終了時の措置

事業者は、本事業期間終了後、3か月以内に、自らの費用負担により本施設の撤去を行う。

なお、事業期間終了時点での撤去を原則とするが、本市の方針として継続して事業実施等を行う可能性がある。事業期間終了時点の施設の取り扱いについては、本市又は次期事業者への無償での譲渡を原則として、事業期間終了3年前を目途に本市から予め方針を示し、取り扱いの詳細について協議・調整を実施する。

## 2 特定事業の選定に関する事項

### (1) 選定基準

本市は、本事業がPFI事業として実施することが効率的かつ効果的であると合理的に認められる場合に、本事業を、PFI法第7条に基づき特定事業として選定する。

### (2) 選定結果の公表

本市は、本事業をPFI法第2条第4項に定める選定事業とした場合は、その判断結果を、その評価の内容と合わせて本市のホームページ等において速やかに公表する。

### 第3 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方

本市は、本事業への参画を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮したうえで事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

#### 2 募集要項の公表

本市は、特定事業の選定を行った場合は、本事業に係る募集要項について本市ホームページにおいて公表する。

あわせて、要求水準書、事業契約書（案）等を提示する予定である。

また、別紙4にある資料を貸与する予定である。

#### 3 審査及び選定に関する事項

##### (1) 事業者選定委員会の設置

本市は、事業者の選定に際して、学識経験者等により構成する神戸フィッシャリーナ施設運営等事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会の委員への問い合わせや働きかけは禁止する。また、選定委員会の公正性を損なう行為をした者は失格とする。

《神戸フィッシャリーナ施設運営等事業者選定委員会》 (50音順・敬称略)

氏名	所属・役職
齋木 崇人	神戸芸術工科大学 学長
綴木 公子	さくら萌和有限責任監査法人 代表社員
中西 敬	徳島大学環境防災研究センター 客員教授 近畿大学農学部水産学科 講師
西口 智美	武庫川女子大学経営学部経営学科 准教授
藤原 正廣	京町法律事務所 弁護士

##### (2) 審査方法

選定委員会において審査を行い、優先交渉権者及び次点者を選定する。また、同委員会が必要と認める場合は、応募者に対してヒアリング等を行うことがある。



(3) 審査項目等

提案を求める項目	具体的な項目	配点
事業方針に関する事項	基本方針	48
	施設維持管理計画	
	利用者募集・受付の体制等	
	施設改修等計画	
	危機管理	
	長期収支計画	
	業務体制	
	事業引継ぎ	
事業者の適格性に関する事項	事業者の財政基盤	32
	事業実績	
	事業者の事業方針	
	環境への配慮	
	市内企業	
サービス向上に関する事項	利用者ニーズ・環境変化への対応	20
	管理体制	
	利用者サービスの充実	
計		100

(4) 優先交渉権者の決定

本市は、選定委員会より意見聴取を行ったうえで、応募者からの提案書、事業遂行能力、その他の条件を総合的に評価し、評価点の高い順に優先交渉権者及び次点者を選定する。

(5) 選定結果の通知

本市は、選定結果を全事業者に文書で通知するとともに本市のホームページで公表する。なお、優先交渉権者以外の評価点等の審査結果は企業名を伏せて公表する。

(6) 優先交渉権者決定後の手続き

交渉結果に基づき、優先交渉権者と事業契約を締結する。なお、優先交渉権者との交渉の結果、事業契約を締結しない場合は、速やかに次点者との交渉を行う。

## (7) 応募に関する留意事項

### ① 提出物の取扱い

提案書の著作権は、応募者に帰属する。なお、選定結果の公表において必要な場合には、本市は応募書類の著作権を無償で使用できるものとする。また、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

## 3 応募者の備えるべき参加資格要件

### (1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、以下のとおりとする。

- ① 応募者は、単独企業（以下、「応募企業」という）または複数の企業で構成される共同企業体とする。共同企業体を構成する企業数の上限は任意とし、1企業で複数の業務を兼ねることは可とする。
- ② 共同企業体は、施設維持管理の実施を担う者、運営の実施を担う者等により構成されるグループ（以下、「共同企業体」という）とする。
- ③ 共同企業体は、構成企業の中から共同企業体の代表企業を定め、代表企業が参加資格の申請及び応募手続きを行うこと。
- ④ 共同企業体は、応募者申込書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。
- ⑤ 共同企業体の代表企業の変更は認めない。  
参加表明書及び資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると本市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。
- ⑥ 共同企業体の構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。

### (2) 応募者の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
  - (ア) 「会社更生法」（平成14年法律第154号）第17条及び改正前の「会社更生法」（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
  - (イ) 「民事再生法」（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- ③ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びその構成員又はその構成員の統制下にある者でないこ

と。

- ④ 参加資格の審査申請の受付期間の最終日から優先交渉権者決定の日までの間に、本市の指名停止処分を受けている者でないこと。
- ⑤ 神戸フィッシャリーナ施設等運営事業者選定委員会の委員が属する組織、企業、又はその組織、企業と資本金及び人事面において関連のある者でないこと。
- ⑥ この応募に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした応募は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが応募を辞退した場合には、残る一者の応募は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下、「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

(ア)親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社同士の関係にある場合

(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア)一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）

が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合)

(イ)一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 参加資格の確認

本市は、応募申込書等の内容を審査し、応募予定登録者を決定する。詳細は、募集要項において示す。

## 第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 基本的考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すことである。本事業の対象施設の改修・維持管理及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途、事業者と協議の上、本市が責任を負うものとする。

### 2 要求水準

本事業の実施に関し、事業者が果たすべき機能について要求水準を設定する。事業者は、事業期間中、要求水準を充足する義務を負う。要求水準は、募集要項公表時に示す要求水準書のとおりとする。

### 3 予想されるリスクと責任分担

本事業において予想されるリスク及び本市と事業者の責任分担の詳細については、別紙5「リスク分担表」及び募集要項配布時に公表する事業契約書（案）において示す。

### 4 事業の実施状況のモニタリング

本市は、要求水準の充足を確認するために、事業契約で定める方法によりモニタリングを行う。

モニタリングの結果、事業者の業務内容が要求水準書等に定める事項及び提案内容を満たしていないと判断した場合に、事業契約に定める手続きに従い、是正勧告その他の措置をとる。

## 第5 公共施設の立地並びに構成等に関する事項

### 1 立地に関する事項

本事業における対象施設の概要は以下のとおりである。

項目	概要
所在地	神戸市垂水区海岸通12番地の一部及び地先
水域面積	9,293㎡
岸壁・防波堤等延長	393m

### 収容能力

バースサイズ	簡易	6 m	7 m	8 m	9 m	1.2 m	1.5 m
隻数	49	2	23	44	17	5	2

詳しくは別紙1のとおりである。

※利用者ニーズ、社会情勢の変化等に対応し、模様替え計画を作成し、本市と協議の上、簡易バースを含む各バースの収容隻数を変更することも可能とする。

## 第6 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

## 第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 契約解除事由

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり事業契約を解除する。

#### (1) 本市事由解除

- ① 本市は、事業者に対し、事業契約で定める一定の期間前に通知することにより契約を解除することができる。
- ② 事業者は、本市の責めに帰すべき事由により、一定期間、本市が契約上の重大な義務を履行しない場合、又は契約の履行が不能となった場合等、事業契約に定める一定の事由が生じたときは、事業契約を解除することができる。

#### (2) 事業者事由解除

- ① 事業者が契約上の義務に違反する等事業契約に定める一定の事由が生じたときは、本市は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、事業契約を解除することができる。

#### (3) 不可抗力解除

- ① 不可抗力を原因として、本事業の実施が困難となった場合として契約に定める一定の要件を満たした場合を、事業契約の解除事由とする。

### 2 事業者の融資金融機関と市の協議

本事業の継続を図るために、事前に契約等に定める一定の重要事項について、事業者に資金を供給する金融機関と協議を行うことがある。

## 第 8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の優遇措置等は想定していない。



## 第9 その他

### 1 契約手続等

#### (1) 契約保証金

契約保証金は、免除する。

### 2 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

### 3 提出書類の作成等に係る費用負担

提出書類の作成及び提出等に係る費用は、全て応募者の負担とする。

### 4 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、以下のホームページ等を通じて行う。

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a67688/kobefisharina.html>

### 5 実施方針に関する意見募集

#### (1) 意見募集期間

令和3年7月16日(金)～令和3年8月27日(金)17時00分(必着)

#### (2) 閲覧及び配布資料

神戸フィッシャリーナ施設運営等事業実施方針

#### (3) 閲覧場所

募集期間中、次の場所で資料の閲覧ができます。

※開庁期間中のみ閲覧していただけます。

経済観光局農水産課(神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階)

市政情報室(市役所1号館18階)

各区まちづくり課、北須磨支所、西神中央出張所

神戸市ホームページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a67688/fisharina/jissihousin.html>

#### (4) 意見の提出方法

実施方針に関する意見の内容を簡潔にまとめ、下記のいずれかの方法により、ご提出ください。

##### ① 郵送による提出

〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 3 階  
「神戸市経済観光局農水産課 神戸フィッシャリーナ担当」宛

※締切日までに必着

②ファクシミリ による提出

FAX 番号：078-984-0378

「神戸市経済観光局農水産課 神戸フィッシャリーナ担当」宛

③電子メールによる提出

アドレス：fisharina@office.city.kobe.lg.jp

※件名には「実施方針に関する意見」と記載してください。

また、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文に記載し、送付してください。

(5) 意見提出に関する注意事項

- ① 書式は自由ですが、必ず件名（「実施方針に関する意見」、提出者の住所、氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）、電話番号、電子メールアドレスを記載してください。
- ② 電話などによる口頭の意見提出の受付及びいただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ③ いただいた意見に対する本市の考え方等を、本市ホームページにて令和3年9月上旬頃（予定）に掲載します。公平を期すため、意見の提出者への直接の回答は行いません。

(6) 個人情報の取扱い

- ①ご提出いただきましたご意見は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- ②個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- ③ご意見、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、神戸市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- ④提出された意見の内容を確認させていただく場合があるため、氏名・連絡先の記載をお願いしています。

6 実施方針の変更

本市は意見を踏まえ、必要に応じて実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。その場合には修正後の実施方針を本市ホームページにおいて公表する予定である。

## 7 今後のスケジュール（予定）

本事業の実施スケジュールは、以下のとおり予定している。

なお、スケジュールに変更がある場合は、本市ホームページで告知する。


内容	年月（予定）
募集要項等の公表	令和3年9月上旬
説明会及び現地見学会	令和3年9月下旬
応募者申込書等の提出	令和3年9月下旬～10月上旬
質問受付	令和3年9月下旬～10月上旬
回答	令和3年10月中旬
応募提案書類の提出	令和3年11月頃
優先交渉権者の決定及び公表	令和3年12月頃
事業契約締結	令和4年3月頃
事業開始	令和4年4月1日

(別紙1)

## 神戸フィッシャリーナについて

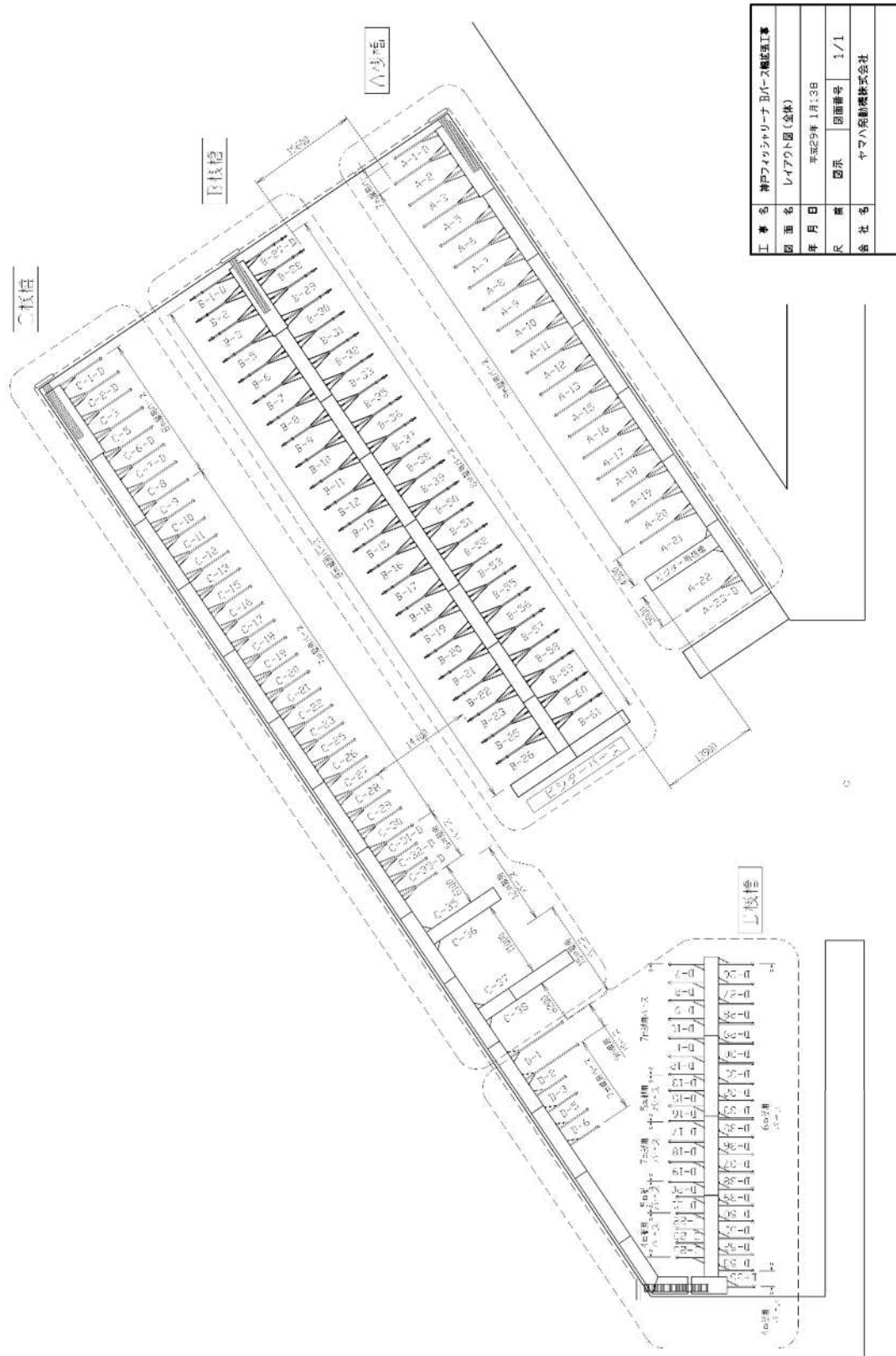
(1) 航空写真



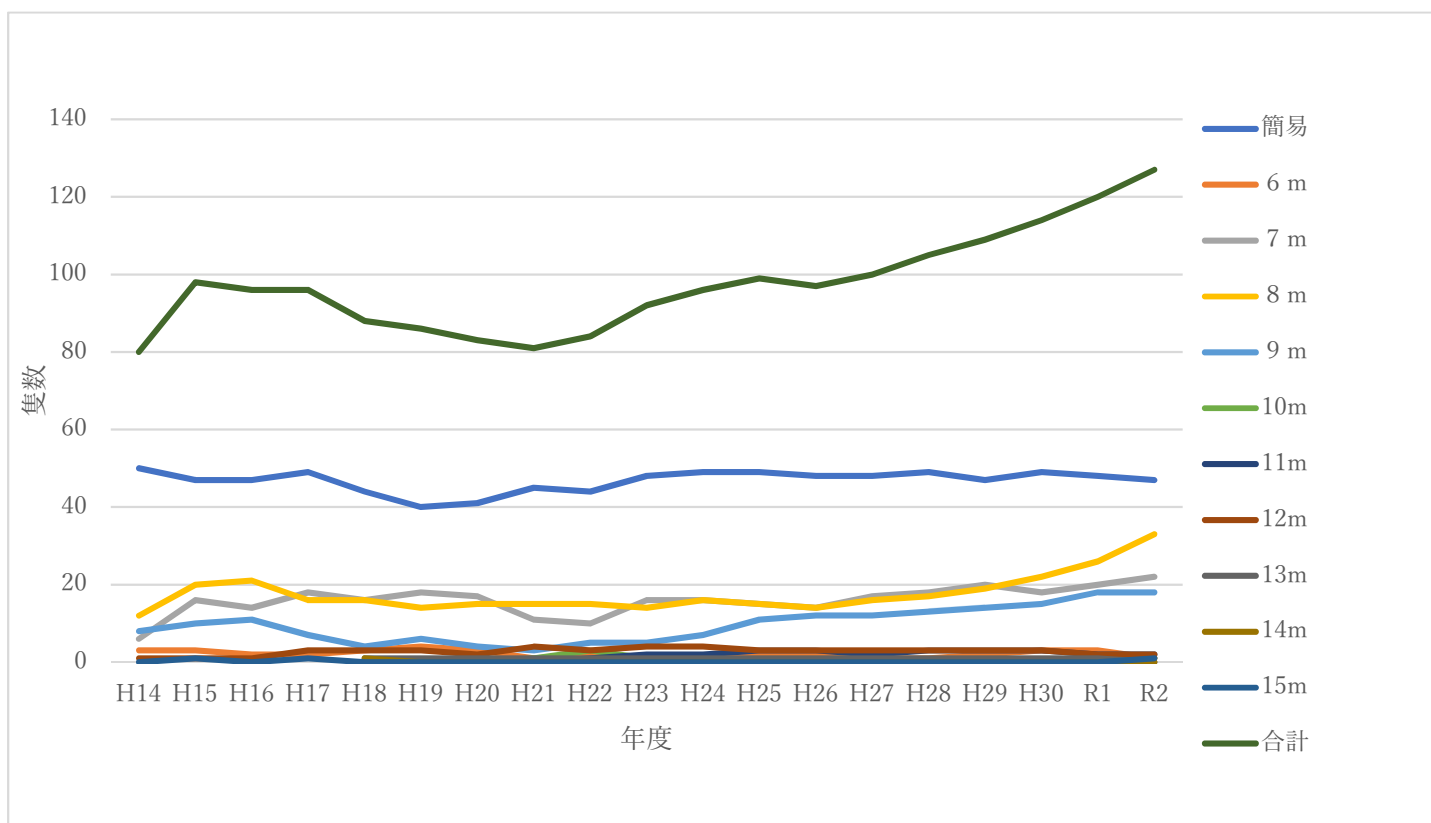
※  現行管理事務所

(2) レイアウト図

バス番号図 S-1/500

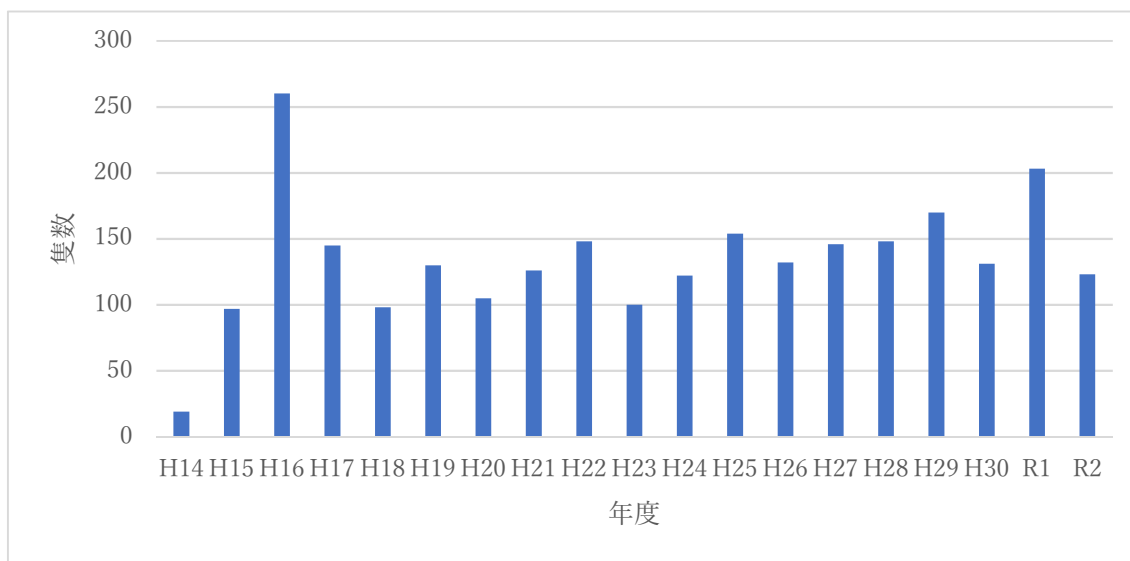


(3) 継続係留隻数推移

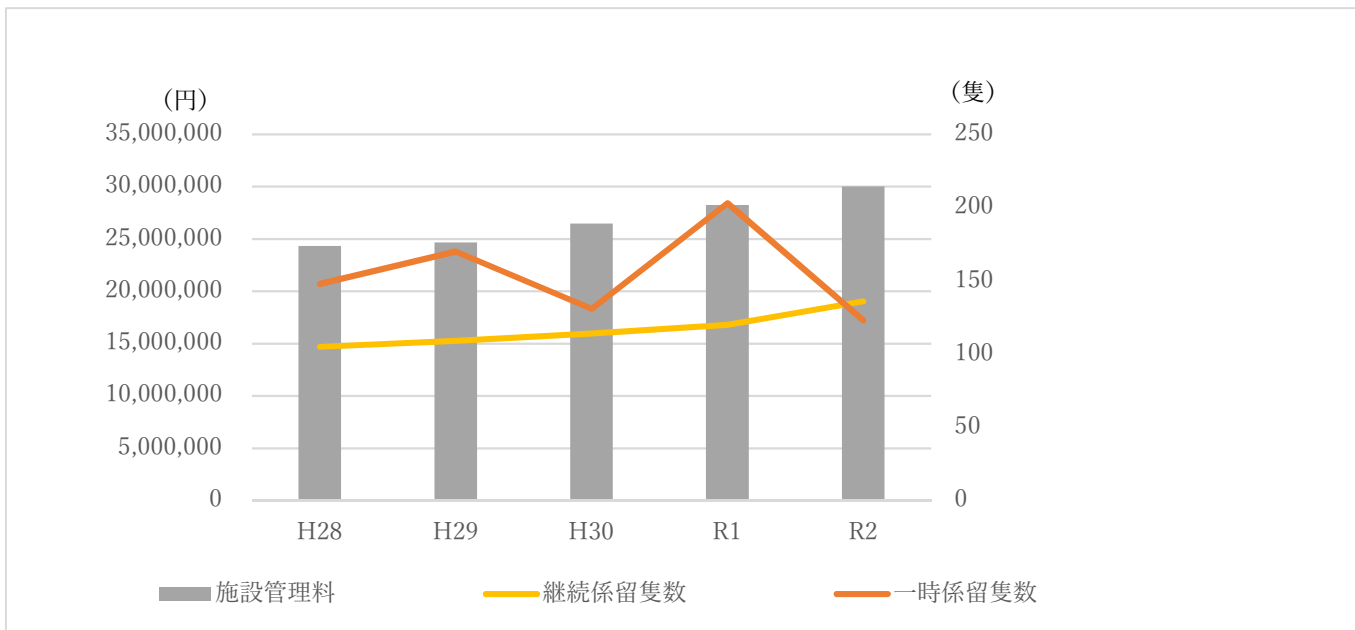


注： 2003年から2005年についてはバース区分10m～12mの合計を12mとして、13m～15mの合計を15mとして合計している。

(4) 一時係留隻数推移



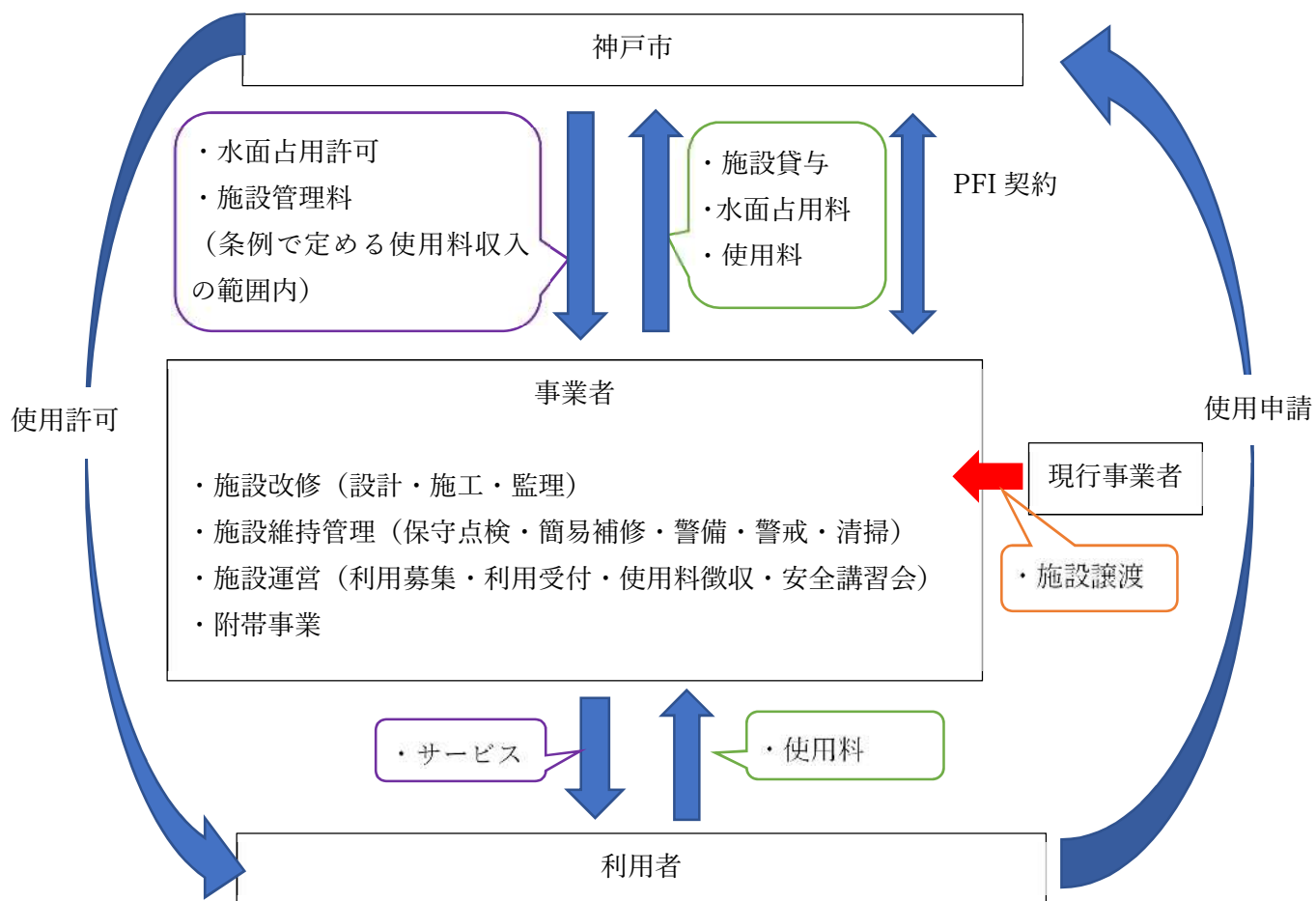
(5) 許可隻数と施設管理料の推移





(別紙2)

事業スキームについて (イメージ図)



(別紙3)

(1) 平成28年度以降の修繕履歴

年	月	対象栈橋等	部位等	内容等
H28	4	B	Yブーム	ボルト折損による交換 (B-38)
		D	Yブーム	アイプレート一式交換 (D-7)
		B・D	Yブーム	消耗部品交換
		C	D型スライダ支柱	スペーサー調整・ベアリング交換
	5	D	Yブーム	サイドステー半脱落部のリベット再固定
		B・C	Yブーム	消耗部品交換及びリベット再固定
	7	C	D型スライダ	ベアリング交換
	12	A	D型スライダ	ベアリング交換
		B	浮栈橋防舷材	交換 (19m)
		B	Yブーム	リベット打ち直し等
		C	Yブーム	リベット打ち直し等
	H29	6	ABCD	栈橋
9		ABCD	連絡橋	復旧
10		ABCD	D型スライダ	ベアリング交換
			Yブーム	切断修理、リベット修理
12		ABCD	Yブーム	ナイロンワッシャ交換、アイプレートs交換
		ABCD	栈橋点検	
1		B	門扉	ドアクローザ取り換え
2	C	水道栓	ジョイント取り替え	
H30	4	D	弾性索	交換、調整等
		ABCD	Yブーム補修	部本交換、リベット打ち直し
	6	C	D型スライダ	支柱交換、ベアリング交換
	7		流木廃棄	
		ABC	水道栓取替	
	8	D	門扉	ドアロックの修理
	10	D	渡橋	復旧

年	月	対象栈橋等	部位等	内容等
H30	1	ABCD	Yブーム	修繕
	2	B	B 栈橋模様替え	幅拡張工事
	3	A	門扉	ドアクルーザー交換
		B	デッキ	デッキ材交換
R1	8	C	渡橋	踏板復旧
		B	デッキ・Yブーム	デッキ交換、リベット
		D	ゲートロック	錠前取替
	3	A	門柱	門柱取付用バリケード設置
		ABCD	Yブーム	リベット打ち直し
R2	6	BD	標識灯	
	8	D	Yブーム	アイプレート、ナイロンワッシャ等交換 リベット打ち直し
	11	ABCD	D型スライダー	点検
	12	D	栈橋	復旧
	1	BD	Yブーム	脱落復旧アイプレート、ナイロンワッシャ他交換リベット打ち直し

(2) 災害等に伴う大規模な修繕履歴

平成 16 年度

応急措置工事内容					
年	台風 No	実施月	対象栈橋等	部位等	内容等
H16	16・18	9		浮栈橋	護岸との係留（台風対策） 補修、交換
				フェンス	修理
				弾性索	調整
				係留船舶	Y ブーム破損バースについて
				給水栓	修復
				Y ブーム	交換
			D の橋	連絡橋	補修
完全復旧工事内容					
H16	16・18	11		連絡橋	落下防止改造
		3		護岸スライダー	新 D 型スライダーの設置

平成 30 年度

応急措置工事内容					
年	台風 No	実施月	対象栈橋等	部位等	内容等
H30	20	8	ABCD	連絡橋	脱落からの復旧
			AC	栈橋	仮固定（数か所）
			A	防護柵	仮復旧（1か所）
			AC	護岸スライダー	修理、再接続（4基）
			C	護岸スライダー	交換（2基）
			AC	弾性索	普及（10本9
			BC	ラバージョイント	交換（4個）
			ABC	水道ホース	修理
	21	9	ABCD	渡橋	復旧
			BC	水道ホース	修理
	20・21	9	BD	弾性索調査	潜水調査
	24	10	D	渡橋	復旧
	20	10	B	弾性索	交換（2か所）
	20	10	A	契約艇修理	2艇
20	12	C	護岸スライダー	交換	
完全復旧工事内容					
R1	5月～6月実施	A	Yブーム	設置（1か所）	
			連絡橋	設置	
			D型スライダー	設置（6か所）	
		B	連絡橋	設置	
			門扉	修理	
			弾性索	交換（5か所）	
		C	連絡橋	設置	
			D型スライダー	交換（12か所）	
		D	連絡橋	設置	
			弾性索	交換（3か所）	

(3) 年度別修繕費一覽

修繕費【千円】		
平成 13 年	1,720	
平成 14 年	905	
平成 15 年	1,500	
平成 16 年	6,547	★台風
平成 17 年	7,528	
平成 18 年	566	
平成 19 年	2,215	
平成 20 年	796	
平成 21 年	321	
平成 22 年	1,624	
平成 23 年	600	
平成 24 年	1,824	
平成 25 年	1,577	
平成 26 年	1,250	
平成 27 年	2,293	
平成 28 年	1,891	
平成 29 年	1,042	
平成 30 年	45,578	★台風
令和 1 年	314	
令和 2 年	807	

(別紙4) 募集要項配布時貸与資料

1. 図面集

NO	図面名称
1	全体図
2	平面配置図
3	護岸部スライダー配置図
4	弾性係留索設置図
5	転落防止柵・門扉配置図
6	標準断面図 1-1 (護岸スライダー部)
7	標準断面図 1-2 (護岸スライダー部) 車輪式
8	標準断面図 2 (B 栈橋標準弾性係留索部)
9	標準断面図 3 (D 栈橋弾性係留索部)
10	渡り橋・門扉設置図 (ABC 栈橋)
11	渡り橋・門扉設置図 (D 栈橋)
12	渡り橋構造図
13	門扉構造図
14	転落防止柵構造図
15	浮栈橋標準構造図
16	浮栈橋付属品詳細図
17	Yブーム構造図 (4 m)
18	Yブーム標準構造図 (5 m)
19	Yブーム標準構造図 (6 m)
20	Yブーム構造図 (7 m)
21	Yブーム構造図 (8 m)
22	Yブーム構造図 (9 m)
23	航路ブイ構造図
24	安全対策・案内看板設置図
25	給水施設構造図
26	給水施設配置図
27	誘導灯構造図

2. 整備 20 年目以降の改修計画

(別紙5)

## リスク分担表

リスクの種類			No	リスクの内容	リスク分担			
					本市	事業者		
共通 リスク	制度変更 リスク	法令リスク	1	市の条例、規則の変更に関するリスク	○			
			2	上記以外の変更に関するリスク		○		
		税制変更 リスク	3	税制、税率の変更に関するリスク		○		
	経済 リスク	物価変動 リスク	4	提供するサービス料金に物価上昇率を反映させることに伴うリスク		○		
			金利変動 リスク	5	借入金利の変動に関するリスク		○	
	社会 リスク	住民・利用 問題 リスク	6	施設整備・更新に関する住民反対運動、訴訟等リスク	○	○		
			7	施設利用に関する苦情、訴訟に関するリスク		○		
		安全性及び 環境保全 リスク	8	施設維持管理・運営における安全性及び周辺環境の保全に関するリスク		○		
	パートナ ー リスク	パートナ ー リスク		事業パートナーの経験、能力不足等によるリスク		○		
	事業の中 止・延期の リスク	事業の中 止・延期の リスク		市の責任による事業の中止・延期に関するリスク	○			
				事業者の責任による事業の中止・延期に関するリスク		○		
				事業者の事業放棄・破綻に関するリスク		○		
			大規模な災害等、不可抗力による事業の中止・延期に関するリスク		○			
施設 の改 修 リスク	設計 リスク	測量・調査・ 設計・計画 変更・遅延 リスク		測量・調査不足、設計の誤りに関するリスク		○		
				市の提示条件、指示誤りに関するリスク	○			
				市の責任ではない変更・遅延に関するリスク		○		
		資金調達 リスク		事業に関わる資金調達が不調となるリスク		○		
	施工・監 理 リスク	工事遅延 リスク		市の責任に関係なく工事が遅延するリスク		○		
				費用超過 リスク		市の責任に関係なく工事費が増大するリスク		○
				性能 リスク		要求水準の不適合に関するリスク		○
				施設損傷 リスク		工事中の事故、火災、災害などに関するリスク		○



施設の維持管理・運営リスク	競合インフラリスク	競合インフラリスク		競合する施設の整備に伴うリスク		○
	マーケットリスク	需要予測リスク		収容艇の需要予測に関するリスク		○
		使用料未払いリスク		利用者から使用料が支払われないリスク		○
	運営管理リスク	運営コストリスク		施設の維持・監理コストの上昇、事故などでの被害者への報償リスク		○
		施設損傷リスク		管理中の事故、災害、火災などによる施設の損害リスク		○
		オペレーションリスク		提供するサービスの質の低下によるリスク		○
		運営管理計画リスク		市の責任による事業内容の変更に関するリスク	○	
		不法係留のリスク		不法係留する船舶の対応に関するリスク	○	○
	潜在的瑕疵リスク	潜在的瑕疵リスク		市が整備した関連施設の潜在的な瑕疵による修復費用のリスク	○	
技術革新リスク	陳腐化リスク		技術革新による施設、設備の陳腐化、無用化、不効率化などのリスク		○	